

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第90号 岩国市税条例の一部を改正する条例

議案第91号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第93号 財産の無償譲渡について

議案第95号 字の区域の変更について

議案第96号 字の区域の変更について

議案第97号 麻里布小学校耐震改修工事請負契約の締結について

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第90号 岩国市税条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、「今回の改正は、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するものであるが、本市においては、どのような法人・団体に対する寄附金が新たに控除の対象となるのか」との質疑があり、

当局から、「独立行政法人、公益社団法人、社会福祉法人等であり、岩国医療センター、岩国市シルバー人材センター、社会福祉協議会など、60の法人・団体を想定している」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の審査におきまして、

委員中から、「今回の条例改正は、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えるという住民基本台帳法の改正に伴うものと承知しているが、これにより、外国人住民の負担の軽減、事務処理の時間短縮を図ることができるのか」との質疑があり、

当局から、「今後は、外国人住民についても住民票が作成されることとなり、国民健康保険など、各種行政サービスの届け出が一本化され、手続が簡素化されることにより、外国人住民の利便性が向上するとともに、市の行政事務の合理化につながるものと考えている」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。